

## 処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。

「質問の募集」要項は65頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

代替調剤について質問があります。先日、近隣の医療機関の医師から「処方せんに『代替調剤可』と記載して発行したいと思うが、特に問題はないか」と問い合わせがありました。このように記載されている処方せんの場合には、処方せんを受け付けた保険薬局において、薬剤師が患者と相談のうえで、同一の有効成分を同一量含有する後発医薬品に代替して調剤しても構わないとのこととあります。現行法上、特に問題はないものと解釈して構いませんか。（匿名希望）

A1

特に問題はありません。医師が患者に処方せんを交付する際において、現行の処方せんに「代替調剤可」などと記載することで、薬剤師が患者と相談しながら後発医薬品を調剤することが可能か否かの解釈については、2005年6月10日、参議院での政府側の答弁において「現行法上可能である」との見解が示されています(表)。

後発医薬品の使用促進の観点から、現行様式の処方せんに「代替調剤可」などと記載されている場合、保険薬局としては、処方せんに記載されている医薬品と同一の有効成分を同一量含有する後発医薬品に、代替して調剤して構わないという指示であると解釈することになります。実際に、現行の処方せんの「処方」欄や「備考」欄

### 表 代替調剤について

#### 《質問》

ジェネリックの普及に関する質問主意書

(2005年5月31日、広中和歌子参議院議員提出)

ジェネリック(後発医薬品)の普及が、患者の薬代負担額のみならず、我が国の医療費全体の抑制につながることを期待されており、政府もかねがねジェネリックの普及に取り組むことを表明している。しかしながら、欧米等に比べ、我が国のジェネリックの普及率はまだ不十分だと認識している。

そこで、以下のとおり質問する。

(1～7は省略)

8. 医師が処方箋を出す場合、「代替調剤可」などと記載したりゴム印を押ししたりすることで、薬剤師が患者と相談しながらジェネリックを出すことは現行法上可能か。また、患者が医師にジェネリックの処方をお願いしたり、患者が医師に提示するための「ジェネリックの処方をお願いします」などと表記されたカード等を各種団体等が作成し、配布したりすることは法律上可能か。さらに、このようなジェネリックを普及させるための仕組みを、政府として積極的に推進していく考えはあるか。

#### 《答弁》

参議院議員広中和歌子君提出ジェネリックの普及に関する質問に対する答弁書 (2005年6月10日、内閣総理大臣 小泉純一郎)

(1～7は省略)

8について

医師が医薬品の販売名を記載した処方せんに、「代替調剤可」などと記載すること等により、その処方せんを交付した医師が、同一の有効成分を同一量含有し、かつ、同一の投与経路である他の医薬品に変更して調剤して差し支えない旨の意思表示を行った場合においては、薬剤師が患者と相談しながら、同一の有効成分を同一量含有し、かつ、同一の投与経路である他の医薬品に変更して調剤することは、現行法上可能である。

また、お尋ねの患者が医師に後発医薬品の処方をお願いすること及び「ジェネリックの処方をお願いします」などと表記されたカード等を各種団体等が作成し、配布することについては、現行法上特に禁じる規定はない。

政府としては、これらの方法を含め、後発医薬品の普及促進に向けて様々な方法を検討してまいりたい。

Q  
&  
A

などの箇所に、「代替調剤可」と記載(もしくはゴム印を利用)して交付している医療機関もあるようですが、そのように記載されていれば、どの保険薬局であっても処方医の意図はきちんと理解できるものと解釈できます。

ただし、後発医薬品への代替調剤が可能だからといって、薬剤師・薬局側の都合だけで調剤して構わないということではなく、薬剤師が患者と相談しながら、その患者にとって適切な医薬品を選択することが必要です。患者の納得が得られるものとなるよう、心がけてください。

**Q2** 内服薬の調剤料について質問があります。次のような処方内容の場合、①、②、③を7日間服用終了後、ランサップを7日間服用とありますが、調剤料は7日分として算定するのでしょうか。それとも、継続投与と解釈して、14日分として算定するのでしょうか。

(名古屋市 匿名希望)

<処方内容>

|             |      |      |      |     |
|-------------|------|------|------|-----|
| 【内服②】       |      |      |      |     |
| マーロックス懸濁内服用 | 3.6g | 1日3回 | 食間   | 7日分 |
| 【内服③】       |      |      |      |     |
| ムコスタ錠100    | 3錠   | 1日3回 | 毎食後  | 7日分 |
| ストロカイン錠     | 3錠   | 1日3回 | 毎食後  | 7日分 |
| 【内服①】       |      |      |      |     |
| ガスター-D錠20mg | 2錠   | 1日2回 | 朝夕食後 | 7日分 |
| 【内服】        |      |      |      |     |
| ランサップ400    | 1シート | 1日2回 | 朝夕食後 | 7日分 |

**A2** 7日分の調剤料として算定します。

内服薬の調剤料は、同一の服用時点(1剤)ごとを単位として、調剤日数分に応じた点数を計算します。ご質問のケースでは、処方せん全体として見れば14日間の服用期間となりますが、それぞれ異なる銘柄の医薬品であることから、現行の調剤報酬点数上の解釈としては、単純に同一の服用時点ごとにまとめたうえで調剤料を考えることになります。したがって、調剤料については、内服薬の7日分として算定してください。

代替調剤可

